

$$\begin{array}{ccc} \begin{array}{c} \bullet \\ \diagup \quad \diagdown \\ \bullet \quad \bullet \\ \diagdown \quad \diagup \\ \bullet \end{array} & & \begin{array}{c} \bullet \\ \diagup \quad \diagdown \\ \bullet \quad \bullet \\ \diagdown \quad \diagup \\ \bullet \end{array} \end{array}$$

※ 定 款 ※




2015 年 3 月 31 日作成

2015 年 12 月 24 日改定

2018 年 5 月 22 日改定

2018 年 6 月 7 日改定

2018 年 11 月 12 日改定

2018年12月28日改定

2019 年 12 月 26 日改定

2022 年 12 月 22 日改定

2023 年 12 月 22 日改定

2025 年 12 月 23 日改定

株式会社 EduLab 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 EduLab と称し、英文では EduLab, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータネットワーク、インターネットおよびその他の媒体を利用した資格試験、入学試験、語学検定試験、入社試験など各種試験の実施運用に関するプログラム、システム、ソフトウェアの研究開発およびその受託
- (2) コンピュータネットワーク、インターネットおよびその他の媒体を利用した資格試験、入学試験、語学検定試験、入社試験など各種試験の実施運用の受託
- (3) コンピュータネットワーク、インターネットおよびその他の媒体を利用した資格試験、入学試験、語学検定試験、入社試験など各種試験のオンラインによる学習指導、教材等の販売受託
- (4) コンピュータネットワーク、インターネットおよびその他の媒体を利用した教育、資格、就職関連のホームページの企画、運営ならびに就職、転職、留学に関する情報の提供
- (5) コンピュータネットワーク、インターネットおよびその他の媒体を利用した就職、転職の斡旋業務ならびに講師、通訳等の斡旋、派遣業務
- (6) コンピュータシステムの開発・販売
- (7) コンピュータによる情報処理、情報提供などのサービス
- (8) コンピュータ映像、ビデオ映像などの企画、制作、販売
- (9) コンピュータハードウェア、オーディオ・ビデオ機器、放送・通信機器、複写機などの情報処理機器およびその周辺機器の製造、販売、賃貸ならびに保守管理
- (10) 前各号に付帯、または関連するシステムの使用方法に関する教育およびコンサルティング
- (11) 各種試験の採点・評価・集計・分析などの処理業務の受託
- (12) 各種学習能力・職業適性能力・技術習得度などの評価判定に関する研究およびその評価判定試験のプログラム、システム、ソフトウェアの開発およびその受託
- (13) 学習能力開発・支援プログラム、システム、ソフトウェアの研究開発およびその受託
- (14) 前各号に関するコンサルティング業務
- (15) 上記に関連するソフトウェア販売および販売受託
- (16) 各種イベント、セミナー、シンポジウムの企画、実施
- (17) 各種出版物の刊行およびそのコンサルティング業務
- (18) 市場調査・広告・宣伝に関する業務およびそのコンサルティング業務
- (19) 労働者派遣事業およびそのコンサルティング業務

(20) 経営コンサルティング業務

(21) 前各号の事業を営む会社の株式・持分の取得・保有およびその会社の諸事業の指導

(22) 投資事業、投資ファンドの組成・管理・運営および投資ファンドへのアドバイザリー業務

(23) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、24,480,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第 9 条 当社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 12 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要がある時は取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集および招集者)

- 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要の都度随時これを招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出し、または電磁的方法により提供しなければならない。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）15 名以内をおく。

2. 当社に監査等委員である取締役 5 名以内をおく。

(取締役の選任)

第 19 条 当社は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により取締役を選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役 3 名以内を選定し、このうち 1 名を社長とする。

2. 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の

中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をおくことができる。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、必要のつど代表取締役社長がこれを招集する。

ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬および退職慰労金)

第 27 条 取締役の報酬および退職慰労金は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

(準用規定)

第 28 条 第 16 条の規定は、取締役会に準用する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意を得て、監査等委員会の招集手続を省略することができる。

(監査等委員会の決議)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 執 行 役 員

(執行役員)

第 35 条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

2. 執行役員の職務等に関する事項は、取締役会において別に定める執行役員規程によるものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(期末配当)

第 37 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（期末配当）を行う。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の配当（中間配当）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合およびその他の諸交付金について、その支払開始の日から満 3 か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

2. 前項に関する未払金については利息を附さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 8 期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 8 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条第 2 項の定めるところによる。

(効力発生)

第 2 条 定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、2026 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。